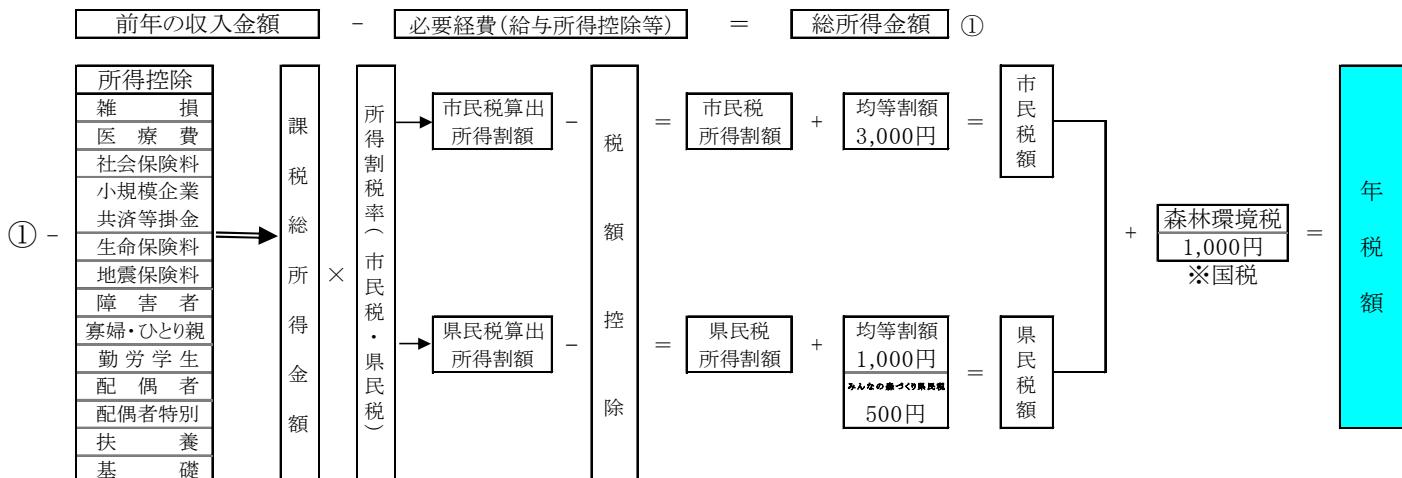


市民税・県民税・森林環境税の計算方法

市民税・県民税の税額は、所得割額と均等割額「下表(1)」の合計額です。所得割額は前年中の課税総所得金額に応じて計算し、均等割額は定額で次の図式によって計算します。また、国税の森林環境税を均等割額と併せて定額を加算します。



(1)-1所得割・均等割・森林環境税 税率表

区分	所得割 課税総所得金額	均等割 税率	年税額
市民税	一律	6%	3,000円
県民税	一律	4%	1,500円
森林環境税 (国税)	—	—	1,000円

(1)-2分離課税税率表

区分	市民税	県民税
分離長期譲渡一般(一律)	3.0%	2.0%
分離長期譲渡優良(2000万以下)	2.4%	1.6%
分離長期譲渡優良(2000万超)	3.0%	2.0%
分離長期譲渡軽課(6000万以下)	2.4%	1.6%
分離長期譲渡軽課(6000万超)	3.0%	2.0%
分離短期譲渡一般	5.4%	3.6%
分離短期譲渡軽減	3.0%	2.0%

(2)配当控除の税率表

種類	課税所得金額		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

◎配当割額控除又は株式譲渡所得割額控除

区分	市民税	県民税
配当割額控除又は 株式譲渡所得割額控除	3/5	2/5

(3)調整控除(合計所得2,500万円超は適用なし)

《課税所得200万円以下の場合》

人的控除額の差の合計もしくは課税所得額のいづれか小さい額の5%を税額(所得割額)から控除

《課税所得200万円超の場合》

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%を税額(所得割額)から控除 ただし、この差が2,500円未満の場合は2,500円の控除となります。

【人的控除額の差】

人的控除とは、下表の所得控除のことでの人の控除額の差とは、所得税と市民税・県民税の人の控除の差額のことです。

人的控除の種類	差額	人的控除の種類	差額		
基礎控除	※5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円	配偶者控除	5万円	4万円	2万円
	特別 10万円		10万円	6万円	3万円
	同居特別 22万円	特別配偶者控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
寡婦控除	1万円		50万円以上 55万円未満	※3万円	※2万円
ひとり親控除(母)	5万円			※2万円	※1万円
ひとり親控除(父)	※1万円	扶養控除	一般	5万円	老人 10万円
勤労学生控除	1万円		特定	18万円	同居老親等 13万円

表中の※の金額は、調整控除の算出に用いる金額であり、市・県民税と所得税の所得控除額の実際の差額とは一致しません。

(4)住宅借入金等特別税額控除

ア. 平成21年から令和7年12月31日までの入居者

市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象になる金額は、次のうちいづれか少ない方です。

①所得税(住宅借入金等特別控除をする前)から引ききなった住宅借入金等特別控除可能額

②所得税の課税される総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額)×5%(最高 97,500円)

ただし、平成26年4月から令和3年12月までの入居で特定取得(消費税率8%または10%が適用される住宅取得)に該当する方

または、令和4年中に入居した方のうち、消費税率10%かつ一定期間内に住宅取得等に係る契約を締結した場合は、「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

(5) 寄附金税額控除

対象となる寄附金

ア. 地方公共団体に対する寄附金(ふるさと寄附金)

※ 東日本大震災被災者、被災地方団体等の救済を目的とする災害支援金として寄附した寄附金もふるさと寄附金となります。

※ 令和元年6月1日以降の寄附については、総務大臣指定対象外の地方団体への寄附金は住民税の控除(特例控除分)が控除対象外となります。ふるさと寄附金の対象外となる団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトよりご確認ください。

イ. 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金

ウ. 鹿児島県・薩摩川内市が条例で指定する寄附金

県内に主たる事務所を有する公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金

税額控除額 ①基本控除額 「寄附金(※1)-2千円」×10%

②特例控除額

「寄附金(※1)-2千円」×【90%-(0~45%(寄附者の所得税の限界税率)×1.021】(※2)

※1 複数の対象団体に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額。ただし、総所得金額等の30%を限度

※2 ②の額は、ふるさと寄附金にのみ適用され、市民税・県民税所得割額(調整控除後)の2割を限度

※地方税法等の改正により、各事項が変更される場合があります。